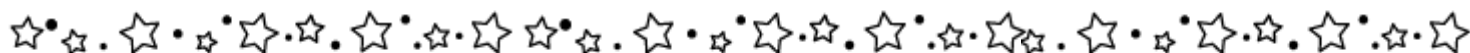


No.22 発行 2013年 11月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

※ 題字「みんなして」は、山崎徹弁護士の筆によるものです。

【 最 近 の 動 き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
11月01日 被害者、郡山市で「賠償させる会」結成	11月12日 裁判第3回期日（福島地裁）
11月12日 小泉純一郎元首相、脱原発発言	11月13日 集団訴訟説明会（福島市）
11月18日 福島第一原発4号機、使用済み核燃料プールから取り出し作業始まる	11月15日 集団訴訟説明会（会津若松市）
11月25日 「特定秘密保護」法案、福島市で地方公聴会開催	11月16日 集団訴訟説明会（那覇市）
11月26日 「特定秘密保護」法案、衆議院通過	11月16日 集団訴訟説明会（二本松市）
	11月17日 集団訴訟説明会（須賀川市）
	11月17日 集団訴訟説明会（今帰仁村）
	11月18日 弁護団会議（東京）
	11月24日 集団訴訟説明会（郡山市）
	11月26日 集団訴訟説明会（浅川町）
	11月28日 集団訴訟説明会（福島市）



「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第3回期日のご報告

11月12日、原状回復訴訟（第一次訴訟）の第3回期日が開かれました。この期日から、5月30日に提訴した「ふるさと喪失訴訟」と9月10日に提訴した原状回復訴訟（第二次提訴）が併合され、1つの裁判として扱われることになりました。

当日は、気温7度と肌を刺すような寒さのなか、150名の原告団が福島市の新浜公園に集まり、決起集会を開き、裁判所までデモ行進を行いました。

デモ行進の後、第3回期日は開かれました。期日では、3名の原告の方が自らの被害や想いについて陳述したほか、私たちから6つの準備書面を提出し、その内容について弁論を行いました。



まず、私たちは、被告らには過失があると主張していますが、過失の内容として、事故という結果が起きないようにする注意義務（結果回避義務）が被告らにはあり、その注意義務に違反したことが過失であること、注意義務の中身として、設計基準事象（原発を設計

した段階で想定した事故)の局面での注意義務と、シビアアクシデント対策の局面での注意義務があり、被告らはそれぞれの局面の注意義務に違反したと主張しました。

次に、国には原発を推進する際、万が一にも事故が起こらないよう安全を確保する権限と義務が法律によって負わされていたこと、ところが国は推進ばかりに力を注ぎ、安全確保については怠ってきたことを主張しました。

さらに、東電に対し、事故前に試算していた津波などに関するデータなどを提出するよう求めました。

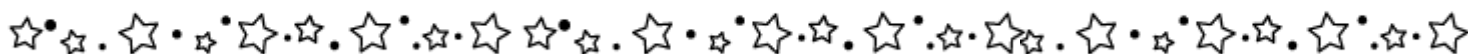
期日では、最後の試算データの提出をめぐって激しくやりとりが行われました。私たちは、被告らの過失の有無や程度を判断するためにもデータが不可欠の資料であること、事故に関する情報が提出されないのは国民への裏切りであることなどを主張し、裁判所も私たちの申し出を採用し、東電に対して、11月末までに事故前の試算データを提出するよう求める決定を出しました。決定が出されたときには、傍聴席から「よっ」という声が期せずして起こりました。

今回の裁判所の決定は、私たちの立場からすれば、当然の決定ではありますが、事故をめぐる情報は誰のものであるべきなのかという点について、「特定機密保護法」などが問題となっている現在、裁判所の判断は画期的なものであったと思われます。今後、東電からデータが提出されることを受けて、弁護団ではさらに被告らの過失を基礎づける書面を提出していくこととなります。

第4回期日は、来年1月14日(火)15時からです!

模擬法廷も開催されます。ぜひご参加ください!!

(弁護士・馬奈木巖太郎)



第3回口頭弁論期日での意見陳述

国と東電は健康対策を! 福島支部原告

私は、福島市で生まれ結婚し、子どもが3人生まれました。子どもたちも独立し、孫もでき、実家の近くで生活していました。原発事故によって、土湯温泉などに来る観光客が激減し、私の仕事も事故後半年は休業状態になるなど大きな影響を受けました。私のもとで働いて若い人たちも、県外に避難したり、他の仕事で変わらざるを得なくなりました。そして、孫たちには嚢胞が見つかりました。孫たちは頭痛や吐き気を訴えるようになり、母親は健康被害をおそれ、孫を連れて関東へ避難しました。私たちの生活は火が消えたようでとても寂しいものです。

国と東京電力は、健康対策をきちんと取るべきです。

終の棲家を返せ!



私は、南相馬市小高区でラーメン店を経営しながら、地元の人たちと交流し、春にはタケノコ、秋には川を遡上する鮭など自然を楽しんできました。終の棲家と考えていました。

原発事故により、私は転々と避難生活を余儀なくされ、いまま借り上げ住宅に入っています。線量も高いですし、商圈がなくなってしまったので、小高で元通りの商売や生活をすることはできなくなったと考えています。痛恨の極みです。幼い頃、東京湾の近くで生活していたこともあり、河口で遊んでいたのですが、高度経済成長を迎えるころからみるみる川は黒くなり遊べなくなりました。私には福島の色があこのころの体験と重なります。国と東京電力は責任の大きさを自覚し、きちんと責任をとるべきです。

私は、事故が起きるまで福島市内で生活し、ボランティアなどにもかかわっていました。事故後、私は勉強したり大学の先生と交流があったりしたことから、福島が「第二の広島・長崎」になると感じ、すぐに避難しなければと思いました。

避難先を転々とし、2011年4月末に米沢へ移りました。米沢へ移ってからボランティアを再開することができましたが、生活が不便ですし、雪が大変です。私は、米沢で避難者を支える活動を仲間たちと始めました。現在は、避難したお母さんたちの声を代弁したり、寺子屋活動などを行っています。

裁判所には、40年前の取消訴訟のときのような誤りを繰り返してほしくないです。

**裁判所は
誤りを繰り返すな！**



原告・武田徹さん

鈴木雅貴弁護士



原状回復は可能です

国と東電は、原状回復請求などについて、行政権の発動を求めるものであるから民事訴訟として不適法などとする主張を行っていますが、除染特措法は行政権の発動を求めるものではありませんし、事実行為として除染など原状回復を行うことは可能です。国と東電の主張は誤りです。

東電と国には重大な過失がある

原子炉の安全確保のためには、安全確保に向けて適切な設計基準事象を設定し、想定される事故等への進展を防止する対策が必要です。しかし、これだけでは安全確保をできないことが国内外の事故によって明らかになりました。炉心損傷等の重大事故（シビアアクシデント）やシビアアクシデントに発展する可能性のある事象の発生がありうることを前提に、対策を講じなければなりません。

東電は、地震やそれに伴う津波によって全交流電源喪失が発生しうることを予見できました。また、国は対策をとるべきことを技術基準に定め、その基準への適合を命ずる規制権限を行使し、結果の発生を回避すべきでした。さらに、東電も国も、全交流電源喪失に陥れば、炉心損傷により甚大な被害をもたらすシビアアクシデントに発展する可能性が高いことを十分に認識していました。しかし、東電は必要な対策を取らず、国は必要な規制権限を行使しませんでした。東電と国には、重大な過失があります。

久保木亮介弁護士



安全確保を怠った国の責任は重大

国は、原発を推進するとともに、安全確保を図ることを法律上義務づけられてきました。しかし、推進ばかりの政策をとり、安全確保を怠りました。国は、国内外で事故が多発したことから、原発の危険性を認識することができましたし、認識していましたが、「安全神話」を振りまいてきたことや全国の原発差止裁判で不利になることをおそれて、適時適切に規制を行うことをしませんでした。安全確保を怠った国の責任は重大です。



弁護士・青龍美和子

特定秘密保護法案ができるとう原発事故情報はとうなるか。

弁護士 山崎 徹

現在、特定秘密保護法案という法案が国会に提出されて審理中です。

この法案は、憲法解釈の変更によって米国との集団的自衛権の行使に踏み切ろうとしている安倍政権が、その環境づくりとして、安全保障会議（日本版NSC）設置法案とともに国会に提出したものです。

福島公聴会の会場前で訴える原告



ねらいは、日本版NSCという4大臣会合（内閣総理大臣、官房長官、防衛大臣、外務大臣）を安全保障に関する司令塔に据え、ここに同盟国である米国や各省庁からの情報を集中させて、自衛隊の海外出動など安全保障に関する政策決定を行う、そして、その際、特定秘密保護法によって、担当大臣が国民に知らせたくない情報を特定秘密（国家秘密）にしてしまうということです。特定秘密となった情報を漏えいした公務員や、これを取得し又は取得しようとした国民には厳罰を科します。4大臣

が安全保障に関する情報を独占し、主権者である国民はもちろん、内閣の他の大臣、国会議員さえも情報の共有から排除されるのです。戦前の「大本営」を再び創設させかねない重大な危険をはらんでいます。日本を「海外で戦争する国」にする一里塚と言えるでしょう。

特定秘密保護法案は、こうした軍事法の側面に加えて、情報統制法という側面ももっています。それは、この法案において、特定秘密の対象となる情報が「防衛」「外交」だけでなく、「スパイ活動の防止」や「テロリズムの防止」に及んでいることに表れています。「スパイ活動の防止」や「テロリズムの防止」を口実として、「防衛」「外交」以外にも、国家が国民に隠したい情報を特定秘密とできます。

原発事故情報は、原子力規制委員会の委員長が、「テロリズムの防止」に関して、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」に該当すると判断すれば、特定秘密の指定対象となります。

原発は、ひとたび事故が起これば、大量の放射性物質を飛散し、人々を放射線被曝の恐怖に陥れる核エネルギー施設です。原発がテロリズムの標的になる可能性は否定できません。法案が成立すれば、原発が炉心損傷にいたる外的事象の想定、原発における過酷事故対策など原発事故情報は、「テロリズム防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」にあたりと判断される可能性があります。

森雅子担当大臣も、法案審議のなかで、「警察における原発の警備の実施状況」は秘密指定の対象であると答弁しています。「原発の警備の実施状況」に関連するとして、原発事故の情報が特定秘密に指定されない保証はありません。

特定秘密となった原発事故情報は、民事訴訟においても、「公務員の職務上の秘密に関する文書」として、法廷にでてこないでしょう。

特定秘密保護法案は何としても廃案に追い込む必要があります。



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

